

訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

訪問看護ステーション花水木

1. 訪問看護のお申込からサービス開始まで

訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が受けられます。訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネジャーへご相談ください。

2. 訪問看護の対象者

【医療保険】主治医が訪問看護の必要を認めた方

- ①要介護認定を受けていない方
- ②要介護（要支援）認定を受けていても、厚生労働大臣が定める疾病の方
- ③一時的に週4回以上の訪問看護が必要な状態の方（退院直後など）

【介護保険】介護保険の被保険者で、要介護・要支援の認定を受けて、主治医が訪問看護・介護予防訪問看護の必要を認めた方

3. 事業の運営方針

事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように適切に事業の提供を行います。事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行います。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 訪問看護サービスの内容

- ・症状・障害・全身状態の観察
- ・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ・療養上の世話
- ・褥瘡の予防指導・処置
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア
- ・認知症ケア
- ・利用者や家族に対する療養生活や介護方法の指導
- ・酸素療法・経管栄養・カテーテル等の管理
- ・その他医師の指示による医療処置

5. 営業日時のご案内

- 営業日 : 月曜日から土曜日まで
- 休日 : 日曜日・お盆休み (8/14~8/15)・年末年始 (12/31~1/3)
- 営業時間: 午前8時30分から午後5時30分

6. ご利用料金など

別紙料金表をご参照ください。

7. その他 別途料金

自費の訪問看護料金 1,100円 (30分毎) (税込)

8. ご利用料金の支払い方法

利用月の料金は翌月10日以降にお知らせし、25日(土日祝日の場合は翌営業日)に指定口座から引落しを行います。口座振替の手続きが完了するまでに3週間ほどかかります。その間は現金にてお支払いいただきますようお願いいたします。

9. ご利用にあたってのお願い

- 健康保険証・介護保険証・高齢受給者証・医療証・マイナバーカード等を確認させていただきます。保険証等の変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- 介護保険を申請される際は、必ず事前にご連絡をお願いいたします。
- やむを得ず訪問の予定変更や中止を希望される場合は、前日若しくは当日の朝9時までにご連絡をお願いいたします。連絡なしのキャンセルは、利用者負担金の100%をキャンセル料としてご負担していただきます。
- あらかじめ計画に沿ってサービスを行いますが、訪問時間に変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。大幅な変更は事前にご連絡いたします。
- よりよい看護や生活指導につなげることを目的として、家屋や褥瘡、創部等の写真撮影をさせていただき、必要に応じて主治医や関係機関と情報共有させていただきます。

10. 緊急時・事故発生時の対応

- 当ステーションは、サービス提供時に利用者の病状の急変などがあった場合や、利用者に対する訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに速やかに利用者の家族、主治医、市町村等、居宅支援事業者等に連絡を行います。
- 当ステーションは、利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当ステーションは、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止策を講じます。

11. 秘密保持及び個人情報について

当ステーションでは、訪問看護等を提供する上で知り得た利用者、家族に関する秘密及び個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。退職後も、在職中に知り得た利用者、家族に関する秘密を守ります。

ただし、サービス担当者会議等において、利用者、家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。

12. 高齢者虐待防止に関する事項

当ステーションでは、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発防止のための担当者の設置、定期的な委員会の開催、虐待防止のための指針の整備を行うとともに、従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。又、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ報告します。

13. 感染症対策について

当ステーションでは、感染症が発生し、又はまん延しないよう従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理や、ステーションの設備及び備品について衛生的な管理を行います。感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備を行い、定期的な委員会の開催、その結果を従業員へ周知徹底を行っています。又、感染症対策研修及び訓練を定期的実施します。

14. 業務継続計画について

当ステーションでは、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時での体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、その業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。従業員に業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

15. 相談窓口・苦情対応

●担当窓口 TEL 0944-75-1270

担当者および管理者 廣松 裕美

相談時間 8時30分～17時30分（不在時は担当者より連絡を入れさせていただきます）

○市町村相談窓口 ・柳川市役所 〒832-8601 柳川市本町 87 番地 1

TEL 0944-73-8111 / FAX 0944-74-1374

・福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部

〒832-0828 柳川市三橋町正行 431 柳川市役所三橋庁舎内

TEL 0944-75-6301 / FAX 0944-75-6340

・みやま市役所 〒835-8601 みやま市瀬高町小川 5 番地

TEL 0944-64-1555 / FAX 0944-64-1601

・大川市役所 〒831-8601 大川市大字酒見 256 番地 1

TEL 0944-87-2101 / FAX 09444-88-1776

○福岡県国民健康保険団体連合会

〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

TEL 092-642-7859 / FAX 092-642-7857

○福岡県介護保険広域連合（本部）

〒812-0044 福岡市博多区千代 4 丁目 1 番 27 号 福岡県自治会館 3 階

TEL 092-643-7055

16. 職員体制と職務内容

従業員の種類	区分	
	常勤	非常勤
管理者	1 名（看護師兼務）	—
看護師	3 名 (内 1 名管理者兼務)	2 名
事務	1 名（他事業所と兼務）	—

17. 営業地域

柳川市、みやま市（瀬高町・高田町）、大川市

18. 事業者概要

事業所の名称	医療法人 清和会 訪問看護ステーション花水木
代表者名	長田 修一郎
指定番号	4064390000
所在地	〒832-00059 福岡県柳川市下宮永町 523 番地 1
電話番号	TEL 0944-75-1270 FAX 0944-75-1269 携帯：TEL 090-7161-7503

同意書

令和 年 月 日

【事業者】

当事業者は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

<事業所名称> 訪問看護ステーション 花水木

<事業所住所> 福岡県柳川市下宮永町 523 番地 1

<説明者氏名>

【ご利用者】

私は、サービス内容及び重要事項について文書に基づいて、事業者から説明を受けました。

(ご本人)

<住 所>

<氏 名>

(代理人の場合)

<住 所>

<氏 名>

<続 柄>